

# 道具学会 会則

## 第1条〔名称〕

本会は「道具学会」（英文：Society for Douguology）と称する。  
ただし通称名として FORUM DOUGUOLOGY を併用する。

## 第2条〔事務局〕

本会の事務局は原則として東京都に置く。

## 第3条〔目的〕

本会は、過去、現在、未来にわたる道具に関する広汎な諸専門分野の研究交流をはかると共に、社会に貢献する学術的研究の向上をはかることを目的とする。

## 第4条〔事業〕

本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1. 研究会、作品発表などを中心とした研究活動の推進。
2. 会議〔国際会議を含む〕、研究発表会、セミナー、シンポジウム等の開催。
3. 共同研究の組織化および実施運営の推進。
4. 内外関連学会、研究機関、団体などとの連絡、交流、協力。
5. 会員相互の情報交流、研究交流と支援、ならびに研究成果に対する顕彰。
6. 各種研究情報の収集と活用。
7. 会誌、会報等の機関誌および出版物の発行、その他、ニューメディアによる情報交流など。
8. その他、本会の目的を達成するために、理事会が必要と認めた事業。

## 第5条〔会員〕

1. 会員は、個人会員、法人会員、名誉会員とする。
2. 個人会員、法人会員は本会の主旨に賛同するものとする。
3. 個人会員は本会の事業に協力し選挙権、議決権を有する。
4. 個人会員、法人会員の申込は会員1名以上の推薦により、理事会の承認を得る。
5. 法人会員は共同研究を中心に本会活動に複数の人員が参加できる。ただし、代表者1名が個人会員と同等の選挙権、議決権を有する。
6. 名誉会員は、国内外において本学会の主旨に沿う学術上の業績をあげた者、あるいは本学会に功労のあった者について理事会が推薦し総会の承認を得る。
7. すべての会員は、本会が発行する印刷物の配布や行事などに関連する情報の提供をうけることができる。

## 第6条〔退会及び除名〕

1. 会員は本人の申し出により退会することができる。会員が会費を2年以上にわたって滞納した者は退会したものとみなす。
2. 会員で著しく本会の名誉を傷つけ、または損害を与えた者は、理事会で審議のうえ除名することができる。

## 第7条〔役員〕

本会の事業を運営するため次の役員を置く。理事及び監事の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし監事は3期6年を限度とする。ただし欠員ある場合は、残余期間の役員補充を理事会に委任する。役員の選出は、別に定める「役員選挙細則」による。

1. 名誉会長 1名 本会の運営について、理事会にて特に功績を認め、推薦ある場合に置くことができる。
2. 会長 1名 理事の互選により決定し、理事会を統括して本会を代表する。
3. 副会長 1名 理事の互選により決定し、推薦ある場合に置くことができる。役務は会長を補佐または代行する。
4. 理事 20名 選挙にて会員より選出し、総会で承認、選任され、理事会を組織して会務の審議と適正な執行をはかる。
5. 監事 2名 選挙にて会員より選出し、総会で承認、選任され、本会の適正な会計及び執行業務を監査する。

## 第8条〔顧問〕

本会は、理事会の承認により若干名の顧問を置くことができる。

## 第9条〔運営〕

本会は、つぎの運営組織によって運営する。

1. 総会
  - ・会員による総会は会長が召集する。原則として年初の定時総会と、必要に応じて臨時総会を開催する。
  - ・総会は、学会の事業方針を決定するものとし、定時総会においては年度事業報告、予算、決算および会則の変更などの重要事項を審議する。議決は出席会員の多数決による。
2. 理事会
  - ・総会に提出する議案の作成および事業計画の実行に関する審議、会員の入退会の審議を行う。
  - ・理事会は、会長が召集し、理事過半数の出席により、議決は出席理事の多数決による。

## 第10条〔会計〕

本会の経費は、入会金、会費、寄付または補助金、その他の事業収入をもってあてる。  
会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

## 第11条〔会費〕

個人会員	入会金	6,000円
	年会費	12,000円
但し学生（修士課程までは下記）	入会金	3,000円
	年会費	6,000円
法人会員	入会金	50,000円
	年会費（1口）	100,000円（1口以上）

入会金は入会時に、年会費は原則として入会時および各年初に納入する。初年度も入会時期にかかわらず年会費を支払うものとする。ただし、10月以降の入会者は年会費を半額とする。

## 第12条〔附則〕

1. この会則は平成8年11月25日より原案が発効し、平成9年1月23日より本案を施行する。
2. 会則の変更および本会の解散は、総会の議決を必要とする。

# 道具学会 役員選挙細則

本会の役員の選任について、会則第7条〔役員〕に従い次の細則を定める。

## 第1条（役員選挙）

役員（理事：定員20名・任期2年／監事：定員2名・任期2年）は、それぞれの任期終了とともに個人会員を被選挙人として、会員（法人会員は1票）の選挙によって選出し、定時総会の承認を得て選任する。選挙の執行は理事会の決議による。

## 第2条（選挙の告示と投票）

選挙は郵送による投票とし、会員には定時総会の1ヶ月以前に専用投票用紙の郵送をもって告示する。

## 第3条（投票の締切）

投票の締切は、選挙告示より必要十分な期間をみて、理事会決議により設定する。投票は、締切当日消印をもって有効とする。専用投票用紙以外の投票は認めない。

## 第4条（選挙管理委員会）

役員改選年度には、理事会は、告示に伴って、理事2名を含む5名の選挙管理委員を選任し、うち1名を委員長に任命して選挙管理委員会を設置する。

## 第5条（選挙管理委員の任務及び任期）

委員の任務は、会員に対し役員選挙に伴う情報の周知をはかるとともに、適正な選挙の遂行をはかることにある。投票締切後は委員3名以上の立ち会いにより厳正なる開票管理を行い、その結果を定時総会にて報告する。委員の任期は、任命時より、定時総会における開票結果報告・承認完了までとする。

## 第6条（役員の承認）

役員は、開票結果による得票数の順位にて選出する。選出者に書面にて諾否を確認後、辞退がある場合には順次繰り上げを行う。また、最下位が複数名存在する場合には、定員を超えても同票者をすべて選出する。その後、理事会での確認を経た後、定時総会の承認を得て選任する。

## 第7条（附則）

この細則は、2008年度定時総会の承認を得て、2008年5月31日より発効する。

(修正：平成22年5月29日)

以上